

生駒市総合防災システム整備業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

近年の激甚化、頻発化する災害に対応するため、災害発生時には情報収集による正確な被害情報の把握と迅速な対応方針の決定が求められる。これらの業務を円滑に実施するため、必要な情報を収集・分析・共有し、一元管理が可能となる総合防災システムを導入するものである。

また、災害時に必要な情報を迅速に市民へ発信するため、本市の情報配信システム等と連携を図る。

(2) 業務名

生駒市総合防災システム整備業務

(3) 業務内容

本市独自の総合防災システムの設計及び構築

詳細については、別紙「生駒市総合防災システム整備業務プロポーザル仕様書」のとおり

(4) 業務期間 契約締結日から令和7年3月31日

2. 業務に要する費用（予定価格）

73,267,700 円(税込み)

※予定価格は、システム構築費のみで、保守運用費は含まない。

※参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とする。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければなりません。

- (1) 市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書を提出していること。
- (2) 公示日現在から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）

第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(8) 公示日現在から過去5年以内に、他の地方自治体が発注する同種業務の元請としての受注実績を有していること。

(9) 次のアからイまでの資格を有していること。

ア 国内規格(JISQ9001)又は国際規格(ISO/IEC9001)を認証基準とする品質マネジメントシステムの認証。

イ 国内規格(JISQ27001)又は国際規格(ISO/IEC27001)を認証基準とする情報セキュリティマネジメントシステムの認証。

4. 質問の受付及び回答

(1) 提出期限：令和6年6月3日(月)17時00分まで(必着)

(2) 提出方法：別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

(3) 回答日：令和6年6月10日(月)

(4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部

② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本8部(副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。)

ア 会社概要(様式3)

イ 技術者の概要(様式4)

ウ 業務実績調書(様式5)

エ 担当技術者調書(様式6)

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式7)

カ 再委託調書(様式8)

※再委託する場合のみ

キ 工程表(様式9)

ク 機能要件一覧(様式10)

ク 企画提案書(任意様式)

ケ 参考見積書（任意様式）

※次の2つの経費を算出し、詳細に記載すること。

・システム構築費…本業務に係る必要な経費

・システム保守運用費…システム稼働後にシステムの利用に必要な毎月の経費とシステム導入後5年間（令和7年4月～令和12年3月）の費用

システム保守運用費については、本業務に係る今年度の契約に含めないが、全体費用を把握し、評価するため提出を求めるものであり、今回の公募型プロポーザルで選定された受託候補者との来年度以降の契約締結を確定するものではない。

なお、システム構築費は参考見積書の金額が「2. 業務に要する費用（予定価格）」を超過した場合は失格となるため留意すること。

(2) 作成要領

【別紙「生駒市総合防災システム整備業務 企画提案書等作成要領」参照】

(3) 提出期限等

① 提出期限：令和6年6月17日（月）17時00分まで（必着）

② 提出場所：生駒市役所総務部防災安全課（市役所3階42番窓口）

③ 提出方法：持参又は郵送によること。

なお、郵送で提出する場合は、配達証明つき書留郵便に限る。

6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書等を下記7で示す審査基準及び配点に基づいて審査し、高い評価を得た提案者5者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が5者以下である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：令和6年6月21日（金）予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し、企画提案についてのプレゼンテーションによるヒアリング等を実施し、下記7で示す審査基準及び配点に基づいて再評価し、最も優れている提案者を特定します。

実施日：令和6年6月28日（金）予定

※1者あたり説明30分以内、質疑応答15分以内とします。

※参加者は5名以内とし、企画提案書等に沿った説明を行うこと。なお、プレゼン資料は、市役所4階大会議室のマルチディスプレイに表示して説明を行う予定であることから、投影用のPCを準備すること。

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、書面で通知します。

②第2次審査

審査結果を書面により通知します。

7. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

審査項目	審査基準	配点
1. 企業概要・導入実績等	・ 会社の規模・組織体制の状況 ・ 過去5年以内の同種業務の実績状況	20
2. 基本方針（基本事項）	・ 本市の災害対応業務における課題や導入目的を踏まえ、本業務の本質を理解し、その内容に沿った基本方針に基づいて提案がされているか。	25
3. プロジェクト体制	・ 業務が確実に遂行できる体制となっているか。	15
4. スケジュール・開発手法	・ システム稼働日を踏まえた実効性のあるスケジュール、開発手法となっており本業務の目的に沿ったシステムの構築が可能であるか	30
5. 提案システムの全体像	・ システムの全体像が明確に示されているか。	15
6. 共通機能（管理画面）	・ トップ画面がシンプルで分かりやすい構成になっているか。 ・ 操作が簡易であるか。 ・ 操作者のサポート機能が充実しているか。	25
7. 機能要件実装性	・ 本仕様書で求めている機能が満たされているか。 ・ 他と比較して優れた機能であるか。	200
8. 追加機能の提案	・ 本仕様書に記載されている機能以外に、本市にとって有益な機能の提案がなされているか。	30
9. システム構成	・ 本仕様書に示す規模概要、信頼性要件、拡張性要件等を踏まえ、災害に強く、拡張性のあるシステムとするための機器構成となっているか。	20
10. セキュリティ要件	・ 本仕様書に示すセキュリティ要件を満たしているか。	15
11. 導入研修	・ 円滑な運用を実現するため、具体的な研修内容が示されているか。	15
12. 運用・保守要件	・ 本仕様書に記載している運用保守業務を理解し、具体的な業務内容が示されているか。	20
13. 見積金額	・ システムの機能等、提案内容に見合った適正な金額であるか。	70
合計		500

8. 日程

公示	令和6年	5月27日（月）	
質問受付締切	令和6年	6月 3日（月）	17時まで
質問回答	令和6年	6月10日（月）	
企画提案書等受付締切	令和6年	6月17日（月）	17時まで
第1次審査	令和6年	6月21日（金）	（予定）

第2次審査	令和6年 6月28日（金）（予定）
結果通知	令和6年 7月 4日（木）（予定）
契約締結	令和6年 7月中旬（予定）
業務開始	令和6年 7月中旬（予定）

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書の「システム構築費」が、「2. 業務に要する費用(予定価格)」を超過したもの

10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「実施体制各種調書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとします。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については決定後の開示とします。

12. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所総務部防災安全課 担当 宮崎

生駒市東新町8-38 TEL0743-74-1111 内線3110

メールアドレス disaster@city.ikoma.lg.jp